

大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について(骨子案)の概要

【趣旨・目的】

- 男女共同参画施策について検証・評価する仕組みを確立することにより、これまで実施してきた施策の到達点と課題を明らかにし、プランの策定(改訂)につなげる ⇒ 5年ごとに検証・評価を実施
- 今回の検証・評価作業を通じて現状を振り返り、大阪府庁内部において、男女共同参画施策に対する理解を深め、主体的な取組が促進されることを期待する

施策体系(「施策の10本の柱」)

- 1 社会的な意思決定への女性の参画拡大
- 2 男女共同参画に向けての意識形成
- 3 働く場での男女平等の推進
- 4 総合的な子育て環境整備
- 5 高齢者や障害者等だれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備
- 6 女性に対する暴力の根絶
- 7 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保
- 8 メディアにおける女性の人権尊重
- 9 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 10 地球的視点での男女共同参画の推進

大阪府男女共同参画推進本部

内部評価のプロセス

外部評価のプロセス

一次評価

【実施主体:事業所管課(⇒部局単位で集約)】

- ① 施策の10本の柱のもとに設定した項目ごとに事業の実施状況を取りまとめる  
(取組概要、実施事業、数値目標達成度、男女共同参画の視点での配慮事項の有無 など)
- ② 検証・評価の基準(視点)に照らし、施策の進捗状況について自己評価を行う

【検証・評価の基準(視点)】

- ア 府の施策等が十分に周知できているか
- イ 施策がめざす方向の必要性が十分に訴えられているか
- ウ 施策実現に向けた環境整備が行われているか
- エ 対象別に主体的な取組・行動を後押しする支援策が講じられているか

【評価手順】

- ア 施策実現のための対応度についての自己評価
- イ アの自己評価を行った理由
- ウ 事業所管課からのアピールポイント
- エ 今後の方向性について
- オ 特記事項

- ③ 「モデル職場づくり」の取組については、事業所管課とは別に、全職場で自己評価を実施する

二次評価

【実施主体:男女共同参画課】

- ① 施策の10本の柱のもとに設定した項目ごとに一次評価を取りまとめる
- ② 男女共同参画の現状を表す指標を把握する  
(府民の意識、府民の行動、社会の状況)
- ③ 一次評価の適正性を検証・評価する

【参照するもの】

- ア 指標の推移
- イ 「府民の思い」を表すもの(府民意識調査など)

【留意事項】

- ア 施策の各柱が有する特性を踏まえて取扱う
- イ 他の行政計画と重なる施策は、当該計画との整合性を勘案しつつ、男女共同参画の視点でそれらの施策が実施されているかどうか、という観点で、検証・評価を行う
- ウ 改訂時に追加された施策は特に丁寧に検証する
- エ 施策の重点化方策の推進状況や、社会的に援護を必要としている女性が置かれている状況については、10の施策の柱を横断的に、関連施策の実施状況についての検証・評価を行う

三次評価

【実施主体:男女共同参画審議会】

- ① 二次評価の適正性を検証・評価する  
※「参照するもの」「留意事項」は二次評価と同じ

報告

本諮問にかかる審議会開催状況

(平成19年度)

- 6/11 第17回審議会
- 7~11月 第1~4回検討部会
- 12/27 第18回審議会

新プラン策定へ